

# 実務経験に係る見直し方針

建築士資格に係る実務経験のあり方検討会 中間とりまとめ

平成 30 年 12 月 5 日

建築士資格に係る実務経験のあり方検討会

## 0. はじめに（検討会の設置について）

構造計算書偽装問題の発生により、新たに建築士となる者の資質を確保するため、平成18年に建築士法が改正されるとともに、建築士資格に係る実務経験の対象実務も建築士の独占業務である設計・工事監理等に限定されたところである。

こうした見直しから10年が経過し、その間、社会から建築士が求められる役割や業務環境が変化している一方で、建築士資格に係る実務経験については固定的な運用がなされてきた。

また、建築士試験の受験者数が10年前と比較して大幅に減少するとともに、受験者の高齢化も顕著となっており、将来の建築士を確保する観点から、建築士試験の受験資格を柔軟化する建築士法改正が検討されているところである。この改正が成立した場合、実務経験は、これまでの受験資格要件から登録要件へと位置づけが変化することとなる。

このため、こうした変化を踏まえた今後の建築士資格に係る実務経験のあり方について検討するため、「建築士資格に係る実務経験のあり方検討会」を平成30年10月に設置した。

検討会では、関係業界団体、日本建築学会及び特定行政庁から建築士の関わる業務内容の変化や関与実態についてヒアリングを行い、この結果をもとに、対象実務の見直し等の検討を行った。

本中間とりまとめは、検討会において、今後の建築士資格にかかる実務経験の対象実務やその確認・審査方法について検討した結果を中間とりまとめとして整理したものである。

## 1. 検討の背景

### （1）建築士試験及び建築士の現状について

#### ① 平成20年見直しについて

構造計算書偽装問題への対応として、新たに建築士となる者の資質を確保するため、建築士法の改正及びこれに続く対策の中で、

- ・学歴要件について、「建築学科又は土木学科を卒業した者」から、「建築に関する科目を履修し卒業した者」へと見直し
- ・実務経験の考え方について、「建築に関する知識及び技能の要請に有効と認められる実務」から「設計・工事監理の業務及び設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」へと見直し

・一級建築士試験の内容について、学科試験の科目を4科目から5科目へ、設計製図試験の出題内容に構造・設備に係る記述式問題を追加する等の見直し等を行った。

これにより、実務経験の対象実務は、原則として設計・工事監理及び建築確認等の実務に限定されることとなった。

## ② 平成20年見直しの影響

平成20年の実務経験の対象実務等の見直し以降、一級建築士試験の受験者は急減（約2/3へ減少）している。見直し内容のうち、後年度の受験者数に影響が現れる見直しは、学歴要件の見直し及び実務経験の見直しであるが、従前から土木学科を卒業した受験者は極めて限定的であるため、学歴要件の見直しによる影響は限定的であったものと考えられる。

さらに、実務経験見直しの影響が最も顕著に表れる1回目の受験者数についてみると、実務経験見直しの影響がほぼなくなると考えられる平成24年度試験まで減少傾向が続き、以降、定常・増加傾向となっていることから勘案すると、建築士試験の受験者数の急減要因は実務経験の対象実務の見直しが大きく影響しているものと考えられる。

## ③ 建築士の現状について

建築士試験の合格率に傾向として大きな変化がない状況下で、受験者数が急減した結果、所属建築士の60歳以上の割合が約4割をしめるなど、高齢化が顕著となっており、我が国の建築物の安全や多様性を支える建築士の将来の人材を確保する観点から危機的な状況となっている。

## (2) 建築士の役割・業務等環境の変化

### ① 建築士試験に係る受験資格の見直しによる時間的制約条件の緩和

現在、建築士試験を柔軟に受験することを可能とするよう検討が行われているところである。

仮に、この見直しが行われる場合、実務経験は、現在の受験資格要件から登録要件へと位置づけが変わることとなる。すなわち、現在は、受験資格審査として、限られた期間（約1か月程度）に、1回目の受験申込者全員（H30一級建築士試験で約7,000人）の実務経験を審査していたものが、登録要件となった場合、通年で、最終合格者のみを審査すればよいこととなる。このように、実務経験に係る確認・審査に対する時間的な制約条件が大幅に緩和されることとなるため、これまでよりも詳細な審査を行うことが可能となると考えられる。

## ② 既存建築ストックの有効利用の進展に伴う建築士に求められる役割の変化

人口・世帯数減少社会の到来や地球環境問題からの要請から、近年、既存建築物の有効利用が著しく進展している。これに対応するため、宅地建物取引業法が改正され、売買時の重要事項説明として「インスペクションの実施の有無・結果の概要」が追加されるなど、関連制度の整備が進む中、建築士には独占業務である「設計・工事監理」だけでなく、「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たすことが求められている。

## ③ 建築物の性能向上を図る必要性の拡大

平成20年見直し以降、「長期優良住宅の普及の促進等に関する法律」、「都市の低炭素化の促進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が制定されるとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「建築基準法」などの改正も行われるなど、建築物の性能向上を図る施策が充実してきたところである。

こうした建築物の性能向上については、これを設計等する建築士の業務において大きな変化が生じているとともに、性能を評価・審査する現場においても、審査等の実務の重要性が高まるなどの変化が生じている。

## ④ 業務方法・プロセスの変化

近年、建築主側の営繕部門の縮小や社会的要請による意思決定プロセスの厳格化により、設計前の基本計画検討の段階で、以前よりも詳細な計画を策定し、事業成立可能性の検討等を行うことが求められている。また、建築物の多様化・高度化やBIMの普及により、施工段階などの後の工程で発生する問題を基本設計段階で解決する設計業務のフロントローディング化が進んでおり、業務方法・プロセスが変化している。

## ⑤ 実践的な教育・研究の拡大

企業側の要請等により、教育の現場においては、高等学校学習指導要領において実践的な教育が掲げられるなど、実践的な教育の必要性が高まっている。

また、産学連携の進展により、企業との共同研究実績が増加し続けており、建築分野においても、日本建築学会技術報告集の応募件数が増大傾向になるなど、研究分野においてより実践的な研究が進められるよう変化している。

## 2. 建築士資格に係る実務経験の確認・審査の現状と課題

### (1) 現在の審査に係る現状と課題

建築士資格に係る実務経験については、現在、受験資格として審査を行っているところであるが、以下のような課題があると考えられる。

## ① 確認・審査方法について

### [現状]

実務経験の確認・審査に当たっては、原則対面で実務経歴書及び実務経歴証明書を審査し、記載漏れや対象実務に該当するかどうかの審査を行うとともに、不正申請をチェックするため、筆跡確認（申請者と証明者）や証明者と申請者の関係確認などを行い、窓口で判断できないものについては、事務局において詳細な確認をすることとしている。

さらに、指定試験機関内に設けている審査委員会において新規申請者全数に対して対象実務に該当するかどうか等を既存の判断基準に基づいて確認を行い、それでも判断できない場合は、より詳細な資料に基づいて審査し、対象実務への該当性について判断している。

### [課題]

- ・ 現在の実務経歴書の様式において、実務経験の内容を記載する欄が狭く、十分な審査を行うに足る情報が記載できない。
- ・ 対面審査ののち、事務局において接触する対象は申請者であり、証明者への確認は実質的には行われていない。

## ② 実務経歴書及び実務経歴証明書について

### [現状]

実務経歴書は、申請者が自己申告で記載することとしており、実務経験を行った事務所等ごとに作成することとしている。

また、実務経歴証明書は、実務経歴書に記載された内容を証明するものであり、証明者は原則管理建築士又は建築士とされているが、これらの者が証明できない場合は、他の者による証明でも許容されている。

### [課題]

- ・ 現在の実務経歴書の様式において、実務経験の内容を記載する欄が狭く、十分な審査を行うに足る情報が記載できない。（再掲）
- ・ 実務経歴証明書は、証明者たる個人が証明する方式としており、さらに、証明者となる者には実質的には制約がなく誰でも証明が可能となっているが、十分な信頼性が確保できているか疑問。

## ③ 実務経験を偽った場合の処分等について

### [現状]

申請者が実務経験を偽った場合、当該申請者に対して、建築士試験の受験禁止措置（建築士法第13条の2）、合格の取り消し（建築士法第13条の2）、建築士資格の取り消し（建築士法第9条）の措置をとることが可能である。

証明者が虚偽の証明を行った場合について、建築士法上、明確な処分規定はない（指定試験機関から私文書偽装罪として告発することは可能。）。

### [課題]

- ・虚偽の証明を行った証明者に対して処分等が明確化されていないのは、抑止力として不十分。

## (2) 他の国家資格における実務経験の確認・審査について

民間企業等における実務経験を求める他の国家資格においても、建築士の場合と同様に、経歴書と第三者の証明を求めることで実務経験を確認する仕組みとしており、実務内容について詳細な書類の提出を求めているのは、公認会計士において、公認会計士事務所以外の現場で実務経験を行った場合のみとなっている。

一方で、第三者証明の証明者については、建築士以外の資格のすべてについて、実務経験を行った法人（又は法人代表者）による証明を求める仕組みとしている。

| 資格                | 必要書類   | 第三者証明を行う者  |
|-------------------|--|--|
| 建築士               | 実務経歴書  | 原則、管理建築士、建築士（署名）   |
| 1級建築施工管理技士        | 実務経験証明書  | 勤務先の代表者等（代表取締役等に代わる証明者も可。ただし、人事権を持つ上司かつ役職印を持つ者に限る）（記名・押印）            |
| 公認会計士             | [業務補助] 業務補助等証明書<br>[業務従事]<br>・業務補助等証明書<br>・従事した法人等の概要資料<br>・実務従事者が作成した財務分析レポート等、直接担当していたことが確認できる資料 | [業務補助] 業務補助を行った公認会計士・監査法人の代表者（記名・押印）<br>[業務従事] 実務従事を行った法人の代表者（記名・押印） |
| 税理士<br>（登録時実務の場合） | ・在職証明書<br>・在職証明書に係る印鑑登録証明書<br>・源泉徴収票又は確定申告書のコピー  | 実務経験先の代表者（記名・押印）   |
| 宅地建物取引士           | ・実務経験証明書<br>・（都道府県によっては）実務経験先の宅地建物取引業者が保管している「従業者名簿」のコピー   | 実務経験先の宅地建物取引業者（法人の場合は代表者）（記名・押印）                                     |

## 3. 実務経験の見直し方針①：方針の骨格・考え方

### (1) 見直しの必要性

現在検討されているとおり建築士法が改正され、実務経験について登録要件へと位置づけが見直された場合、実務経験について確認・審査を行う時間的制約が大幅に緩和されることとなり、詳細な内容確認等を行うことも可能となる。

また、建築士の役割や業務等環境も前回見直し以降変化している一方で、現在の実務経験の対象実務は固定化されており、実態に即したものとなっていない。

このため、建築士試験の受験資格を見直す建築士法改正を前提として、建築士に係る実務経験の対象実務及び確認・審査方法を見直すことが必要である。

## (2) 実務経験の見直しに係る骨格

### ① 実務経験の確認・審査方法の厳格化・厳密化

現在の確認・審査方法における課題及び他の国家資格の状況を踏まえ、以下の方針で見直すこととする。

- ・ 対象とする実務経験について可能な限り外形的に判断可能な基準とする。
- ・ 実務経歴書に記載する実務内容について充実するとともに、必要に応じて、当該実務を担当していたことを証する書類の提出を求める
- ・ 第三者による証明について、個人による証明から法人による証明へと見直す。
- ・ 虚偽の証明を行った者について、処分・告発の対象であることを明示する。

### ② 実務経験の対象実務の考え方の見直し

既存建築ストックの有効利用は今後もさらに進めていくべき施策であり、その中で建築士が果たすべき役割は極めて重要であることから、対象実務の考え方について、以下の通り見直すこととする。

《現在》

設計・工事監理の業務及び設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務

《見直し後》

設計・工事監理の業務及び設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

### ③ 建築士にかかわる業務に対する点検の実施

②で示した新たな考え方を元に、近年の建築士が関わる業務について、その内容の変化や建築士の関与実態の観点から点検し、対象実務の見直しを行う。

## 4. 実務経験に係る見直し方針②：確認・審査の見直し

実務経験に係る確認・審査については、基本的には、現在、指定試験機関が行っている対面審査、指定試験機関事務局での詳細確認、審査委員会での判断及び国土交通省における最終判断の流れを、指定登録機関において構築することとし、併せて以下の措置を講ずること、現在よりも厳格化・厳密化した確認・審査を確保することとする。

### (1) 対象とする実務経験について可能な限り外形的に判断可能な基準とする

対象とする実務について、内容に係る基準を定め個別に基準への該当を判断する場合、立証する申請者にとっても、審査を行う指定登録機関にとっても極めて負担が大きいものとなり、特に審査側はそれほどの体制をとるのは困難であり、また審査時間や登録手数料に反映されることとなる。このため、対象とする実務経験は可能な限り外形的に判断可能となるようにすることが必要である。

#### 具体的な対応イメージ

- ・ 対象とする実務経験について、可能な限り外形的に判断可能な基準を設定する。
- ・ 指定登録機関に、外部有識者等から構成される審査委員会を設置し、判断が難しい実務について個別に審査を行う。
- ・ 審査委員会の判断結果も含め、詳細なポジティブリスト・ネガティブリストを作成・公表し、これを随時更新する。

### (2) 第三者による証明を原則として法人による証明へと見直す

対象実務の該当性に係る第一義的な判断・責任は、第三者による証明により確保することとする。他の国家資格の状況及び第三者による証明の信頼性を高めるため、これまでの個人による証明から、原則として法人による証明へと見直すこととする。

#### 具体的な対応

- ・ 建築士事務所での実務については、第三者証明を行うことができる者を、当該実務を行った建築士事務所の開設者、管理建築士又は所属建築士（の署名）に限定する。（これらの者による虚偽の証明があった場合、建築士法に基づき建築士事務所の処分を行うことが可能。）
- ・ 建築士事務所以外の法人における実務については、当該法人又は法人の代表者\*（の署名又は記名・押印）に限定する。  
※ 行政・独立行政法人の場合は所属長、学校の場合は校長又は学部長。 個人事業主である場合の対応は今後検討。
- ・ 実務経験に従事した法人等が倒産等している場合は、当該法人に所属していたことを証する書面（源泉徴収票、社会保険加入記録書など）をもって、実務経歴証明書に代えることとする。

### (3) 虚偽の証明を行った者に対する処分・告発の明確化

現在の実務経歴書、実務経歴証明書には、不正がある場合、合格取消又は受験禁止に係る規定はあるが、証明者に対する処分等に係る規定はなく、証明者の良心に任せていることから、証明者に対する処分・告発について明確化することとする。



#### 具体的な対応

- ・ 証明者についても、虚偽の証明を行った場合には、
    - ・ 建築士事務所での実務の場合は建築士法上の処分（証明者及び建築士事務所）
    - ・ 建築士事務所以外の実務の場合は告発
- の対象となり得ることを、実務経歴証明書上に明記する。

#### （４）実務経歴書に記載する実務内容の充実等

対面審査の段階で十分な判断が可能となるよう、実務経歴書に記載する担当業務内容の充実を図ることが必要。一方で、方針②③により、建築士事務所での実務経験については、一定の抑止力を確保が可能と考えられる。しかし、建築士事務所等でない民間法人については、告発しか対抗手段はなく、抑止力は相対的に限定的となっている。このため、建築士事務所ではない民間法人での実務については、対面審査時に必要に応じて実務の詳細及び担当していたことを証する書類の提出を求めることとする。

#### 具体的な対応

- ・ 実務経歴書の業務内容欄を充実し、審査時に業務内容及び担当していたことが判断可能な書式とする。
- ・ 建築士事務所以外で行った実務経験であって、対面審査時に実務経歴書記載の内容が審査を行うに不十分である場合、必要に応じて、当該実務の詳細又は担当していたことを証する書面の提出を求める。

<追加的に求める書類イメージ>

施工管理 : 施工の技術上の管理に係る業務として従事した建築物の建設工事に係る主任技術者又は監理技術者による証明

教育 : 設計製図を担当していたことを証する書面（シラバス）

研究 : 論文等の概要

#### 5. 実務経験の見直し方針③：対象実務の見直しについて（点検結果）

##### （１）点検方法

建築士が関与する業務及び建築士が関与すべきと考えられる業務について、業務ごとに以下の視点から点検を行い、すべての視点に一定に該当する場合について、対象実務として追加することとした。なお、見直し方針の作成に当たっては、確認・審査の視点から、外形的に判断可能となるよう留意した。

#### <点検の視点>

- ・ 業務内容及び近年の変化
- ・ 当該業務への建築士の関与実態

- ・対象実務の考え方との関係（図書との関係性、業務内容の該当性（全体を取りまとめる、建築法規等の整合を確認する、建築物の調査・評価への該当性）

また、工事の施工の技術上の管理に関する実務については、業務内容が極めて多岐にわたり一律に判断することが難しかったため、平成 28 年に業種区分として追加された解体工事を除き対象実務の考え方を準用した以下の考え方により、対象とする業種区分すべてについて点検を行い、見直し方針を策定した。

#### ＜施工管理に係る点検の視点＞

以下の①を満たす業種区分又は②③を両方一定程度満たす業種区分・工事内容について対象とする。

- ① 建築物全体（機能も含む）を施工する工事
- ② 専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
- ③ 建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体（又は多くの機能（構造、設備、計画など））との関係が密接な工事

## （２）点検結果と見直し方針

（１）の方法により別紙のとおり点検を行った結果、建築士資格に係る実務経験の対象実務に関する見直し方針を以下のとおり策定した。

### ① 建築物の設計に関する実務

| 現在対象となっている実務  | 見直し方針   |
|---|---|
| ○ 建築物の設計に関する実務（以下を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の特定の部分・機能に係る設計</li> <li>・設計と条件の整理等</li> <li>・解体工事に係る設計</li> <li>・建築積算関連（単なる計算業務を除く）</li> </ul> | ○ 建築物の設計に関する実務（以下を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の特定の部分・機能に係る設計</li> <li>・設計と条件の整理等</li> <li>・解体工事に係る設計</li> <li>・建築積算関連（単なる計算業務を除く）</li> <li>・<u>基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る実務*</u>（<u>図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む</u>）</li> <li>・<u>建築士事務所で行われる標準的な設計を行う実務*</u>（<u>単なるトレースである業務は除く</u>）</li> </ul> ※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事 |

|  |                    |
|--|--------------------|
|  | 務所から外注された先での業務も含む。 |
|--|--------------------|

② 建築物の工事監理に関する実務

| 現在対象となっている実務     | 見直し方針            |
|------------------|------------------|
| ○ 建築物の工事監理に関する実務 | ○ 建築物の工事監理に関する実務 |

③ 建築工事の指導監督に関する実務

| 現在対象となっている実務      | 見直し方針   |
|-------------------|---|
| ○ 建築工事の指導監督に関する実務 | ○ 建築工事の指導監督に関する実務 <u>(以下の実務を含む)</u><br>・ <u>法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務(単なる記録に係るものは除く)</u> |

④ 工事の施工の技術上の管理に関する実務

| 現在対象となっている実務   | 見直し方針  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事一式に係る施工管理の実務</li> <li>・ 大工工事に係る施工管理の実務</li> <li>・ 建築設備の設置工事にかかる施工管理の実務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>以下の工事に係る施工管理の実務</u><br/>建築工事一式、大工工事、<u>とび・土工・コンクリート工事(鉄骨組立て工事・プレキャストコンクリートの柱・梁設置工事に限る)</u>、<u>タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、内装仕上工事(改修に係るものに限る)、建具工事(カーテンウォール工事に限る)、解体工事(4号建築物以外のものに限る)</u></li> <li>○ 建築設備の設置工事にかかる施工管理の実務</li> </ul> |

⑤ 建築士法第 21 条に規定する業務（建築士事務所の行う業務）に係る実務

| 現在対象となっている実務  | 見直し方針   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断の実務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は鑑定に係る実務<sup>※</sup></li> </ul> <p>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。</p> |

⑥ 建築・住宅・都市計画行政に係る実務

| 現在対象となっている実務  | 見直し方針   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認の実務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>建築行政に係る実務<sup>※1</sup></u></li> </ul> |

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防長及び消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>住宅行政に係る実務<sup>※1</sup>（建築物に直接関係する実務に限る）</u></li> <li>・<u>都市計画行政に係る実務<sup>※1※2</sup>（具体的な建築物の整備等に係る実務に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 国の職員が行う実務は除く。</li> <li>※2 都市計画コンサルタントが行う業務についても対象とする。</li> </ul> </li> <li>・消防長及び消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務</li> </ul> |
|---|---|

⑦ 建築に係る教育・研究に関する業務

| 現在対象となっている実務 | 見直し方針   |
|--------------|---|
| —            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建築士試験に係る全科目を担当可能でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の実務</u></li> <li>・<u>建築物に係る研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表されるもの等に限る。）</u></li> </ul> |

⑧ その他の業務

| 現在対象となっている実務   | 見直し方針   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院におけるインターンシップ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の実務<sup>※</sup>（ただし、建築物に直接関係する業務に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。</li> </ul> </li> <li>・大学院におけるインターンシップ</li> </ul> <p>注：「対象実務の考え方、対象業務を勘案して指定登録機関の定める基準を満たす研修」を対象に追加する方向で国及び指定登録機関において今後調整を行う。</p> |

## 6. 実務経験に係る見直し方針④：今後の建築士資格に係る実務経験について

### (1) 建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し方針について

今後、実務経験に係る見直し方針に基づき、対象実務の見直し及び実務経験の確認・審査の厳格化・厳密化を行う際には、公平な施行を確保するため、申請者や証明者に対して十分な周知を行うとともに、わかりやすい仕組みを構築することが必要である。

また、今回の見直しでは時期尚早として点検対象としなかった BIM の活用の進展を踏まえた業務や PM・CM の業務など、今後も建築士を巡る新たな業務環境の変化が予測されるところであり、実務経験の対象実務については、対象実務の考え方を踏まえつつ、こうした変化に対応した見直しを随時行っていくことが必要である。

### (2) 施行にあたって今後検討すべき事項

#### ① ポジティブリスト・ネガティブリストの策定・公表

実務経験の確認・審査の効率的な実施を確保するだけでなく、申請者や証明者にとってわかりやすい仕組みを確保するため、ポジティブリスト・ネガティブリストを策定・公表するとともに、随時更新し、公表・周知することが必要である。

#### ② 二級建築士・木造建築士に係る実務経験の公平な施行の確保

二級・木造建築士については、都道府県知事が登録主体となるため、実務経験の対象実務に差違が生じる恐れがある。このため、国は都道府県や指定登録機関等と連携し、二級建築士・木造建築士の資格を取得するにあたり、公平な施行を確保することが必要である。

#### ③ 指定登録機関における審査体制の確保

実務経験の審査については、これまで指定試験機関が行ってきたところであるが、新たな仕組みの下では、指定登録機関が行うこととなることから、施行に当たっては、審査主体の円滑な移行を確保することが必要である。また、新たに確認・審査を行う指定登録機関においては、現在の指定試験機関における審査体制と同様の外部有識者等による審査委員会の設置などの体制整備を図ることが必要である。

### (3) その他

#### ① 施行時期について

本検討会で策定した見直し方針については、実務経験について受験資格から登録要件へと位置づけの見直しを行う建築士法の改正が前提となって策定したものである。このため、見直し方針の施行は、この建築士法の改正が行われる際に併せて行うこととする。

## ② 遡及適用について

見直し方針については、前回見直し以降の建築士を巡る環境変化に対応したものである。また、その施行は実務経験に係る確認・審査の厳格化・厳密化と併せて行う必要がある。

このため、見直し方針施行以前に行われた実務については、このような環境変化が生じる前のものであり、また、遡って新たな仕組みの下での実務経歴書・実務経歴証明書の作成も困難であることから、遡及適用は行わないこととする。

## ③ そのほか

あらゆる分野での国際化が進展する中で、我が国の建築士資格制度についても現在の建築士法第4条第3項に基づく国土交通大臣等の認定制度を踏まえつつ、常に海外の設計等に係る資格制度の状況を見据えた対応が必要である。本検討会の対象である実務経験についても、海外での建築実務の経験の取り扱いについて、検討することが必要である。

(参考1) 建築士資格に係る実務経験のあり方検討会 委員

|         |        |  |
|---------|--------|--|
| 委員長     | 後藤 治   | 学校法人工学院大学 理事長<br>工学院大学総合研究所 教授                   |
| 委員      | 秋山 哲一  | 東洋大学理工学部建築学科 教授                                  |
|         | 嵐山 正樹  | 株式会社久米設計 執行役員 環境技術本部 副本部長<br>[一般社団法人日本建築構造技術者協会] |
|         | 猪里 孝司  | 大成建設株式会社 設計本部 設計企画部 企画推進室長<br>[一般社団法人日本建設業連合会]   |
|         | 児玉 耕二  | 株式会社久米設計 監査役<br>[一般社団法人日本建築士事務所協会連合会]            |
|         | 佐藤 茂   | 日本建築行政会議 総合行政部会 部会長<br>[日本建築行政会議]                |
|         | 高橋 竜太郎 | 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 課長                           |
|         | 田中 友章  | 明治大学理工学部建築学科 教授<br>[一般社団法人日本建築学会]                |
|         | 成藤 宣昌  | 公益社団法人日本建築士会連合会 専務理事<br>[公益社団法人日本建築士会連合会]        |
|         | 森 暢郎   | 株式会社山下設計 顧問<br>[公益社団法人日本建築家協会]                   |
| オブザーバー  |        | 一般社団法人建築設備技術者協会                                  |
| 事務局     |        | 国土交通省 住宅局 建築指導課<br>公益財団法人建築技術教育普及センター            |
| コンサルタント |        | 株式会社 アルテップ                                       |

## (参考2) 建築士資格に係る実務経験のあり方検討会 検討の経緯

### 平成30年8月～9月 関係業界団体、学会、地方公共団体等へのヒアリング

#### ○ヒアリング実施対象

業界団体：日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会  
日本建設業連合会、日本建築構造技術者協会、  
日本設備設計事務所協会連合会  
研究・教育関係：日本建築学会、全国高等学校建築教育連絡協議会  
地方公共団体：東京都、札幌市、福井市

#### ○ヒアリング方法

以下の今回の見直しに係る「基本的な考え方(案)」を示した上で、① 前回改正以降の建築士の役割・業務内容等の変化、② ①の変化に伴う建築士資格に係る実務経験の見直しの必要性・具体的に見直しが必要な内容、についてヒアリング

##### 【基本的な考え方】

平成20年の改正から10年程度経過し、建築士には、その独占業務たる設計・工事監理だけでなく、「建築物に係る総合的な専門家」としての役割も求められることとなっていることから、平成20年以前の扱いを参考に、関連制度や建築士の業務内容の変化に対応すべく、様々な観点を踏まえあるべき実務経験の対象を考えることとする。

### 平成30年10月3日 第1回検討会

#### 議題

- (1) 建築士資格に係る実務経験のあり方検討会の設置について
- (2) 建築士資格取得に係る現状
- (3) 建築士資格に係る実務経験に関する見直しの考え方(案)
- (4) 個別の業務に係る検証及び見直しについて(案)

### 平成30年10月4日～10月22日 第1回で提示した「個別の業務に係る検証及び見直しについて(案)」に対する意見照会

### 平成30年11月16日 第2回検討会

#### 議題

- (1) 建築に関する実務の確認・審査方法について
- (2) 個別の業務に係る見直し案について

### 平成30年12月5日 第3回検討会

#### 議題

- (1) 検討会取りまとめについて



## (別紙) 点検結果と見直し方針

### ① 建築物の設計に関する実務

#### [現在対象となっている実務]

- ・ 建築物の設計に関する実務（以下を含む）
  - ・ 建築物の特定の部分・機能に係る設計
  - ・ 設計と条件の整理等
  - ・ 解体工事に係る設計
  - ・ 建築積算関連（単なる計算業務を除く）

#### [点検を行った実務]

- (i) 基本計画策定業務及び (ii) 標準的な設計を行う業務

#### (i) 基本計画策定業務

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 業務内容・概要      | 事業目的・理念の検討、開発手法の検討、設計と条件整理、合意形成支援、テナント等検討、スケジュール検討、事業計画検討など |   |
| 近年の変化        | ○   | 発注者の変化、設計のフロントローディング化。  |
| 建築士の関与実態     | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の設計に繋がる業務は概ね建築士が実施。</li> <li>・ 上記以外の業務については、建築士が関与する場合もある。</li> </ul>                                   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |   |
| 図書との関係       | △   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画策定業務の成果物としては一定の精度の設計図書等を作成。</li> <li>・ 個別の業務内容の中には設計図書等との関連が希薄な業務もある。</li> </ul>                       |
| 業務内容         | △   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画策定業務全体としては、建築物全体の設計を見据えて行うものであり設計又は全体を取りまとめる業務に該当。</li> <li>・ 個別の業務内容の中には、何れにも該当しない内容も含まれる。</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 見直し方針 | <p>「基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務*（図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む）」を対象に追加する。</p> <p>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。</p> <p>[留意点]<br/>対象建築物の完成は問わず、実務内容として上記を満たしていれば良いこととする。</p> |
|-------|---|

(補足) 対象実務の考え方に基づき、設計等図書との関連性がある業務について対象

とする。また、建築士の独占業務である「設計業務」の一環として位置づけられるものであるため、建築士事務所の業務に限定する（外形的基準）。

(ii) 標準的な設計を行う業務

|              |  |
|--------------|--|
| 業務内容・概要      | ・事務所内部で使用する標準仕様の作成<br>・構造計算プログラムの開発（単なるプログラミングを除く）<br>・BIM 部品の作成<br>など |
| 近年の変化        | ○ 発注者の変化やBIMの導入等より共通素材の重要性は増大。   |
| 建築士の関与実態     | ○ 建築士が実施。  |
| 対象実務の考え方との関係 |  |
| 図書との関係       | ○ 設計図書等を作成する業務。  |
| 業務内容         | △ 部分・機能が限定的でも周辺等全体を考慮する必要があり全体を取りまとめる業務に相当。                            |

|       |   |
|-------|---|
| 見直し方針 | 「建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務*（単なるトレースである業務は除く）」を対象に追加する。<br>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。<br>[留意点]<br>— |
|-------|---|

(補足) 建築士の独占業務である「設計業務」の一環として位置づけられるものであるため、建築士事務所の業務に限定する（外形的基準）。

② 建築物の工事監理に関する実務

[現在対象となっている実務]

- ・建築物の工事監理に関する実務

[点検を行った実務]

なし

③ 建築工事の指導監督に関する実務

[現在対象となっている実務]

- ・特になし（建築工事の指導監督に関する実務とは、第三者による設計・建築工事の指導監督を行う実務を指している）

[点検を行った実務]

法律に基づく法人の行う以下の指導監督にかかる実務

- ・住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務
- ・住宅性能表示制度における性能評価業務
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

|              |   |
|--------------|---|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務（保険検査）</li> <li>・住宅性能表示制度における性能評価業務（性能評価）</li> <li>・独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務（適合証明）</li> <li>・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（省エネ適判）</li> </ul> |
| 近年の変化        | △ 保険検査及び省エネ適判については前回見直し以降に制度創設。性能評価については評価基準見直しあり。  |
| 建築士の関与実態     | ○ これらの業務を行う者は原則として建築士に限定。   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |
| 図書との関係       | ○ 設計図書を用いて、審査・評価及び現場検査を行う業務。  |
| 業務内容         | ○ 各業務ごとに目的に応じた特定の部位・部分に係る法令等に基づく基準への整合を確認する業務。  |

|       |  |
|-------|--|
| 見直し方針 | 「法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務（単なる記録に係るものは除く）」を対象に追加する。 |
|-------|--|

#### ④ 工事の施工の技術上の管理に関する実務

##### [現在対象となっている実務]

- ・建築工事一式に係る施工管理の実務
- ・大工工事（造作に係るものは除く）に係る施工管理の実務
- ・建築設備の設置工事にかかる施工管理の実務

##### [点検を行った実務]

建設業法に基づく業種区分のうち建築施工管理技士の対象となる業種区分

##### ※ 点検方法について

施工管理に関する実務については、業務内容が極めて多岐にわたり一律に判断することが難しかったため、平成28年に業種区分として追加された解体工事を除き対象実務の考え方を準用した以下の考え方により、対象とする業種区分すべてについて点検を行い、見直し方針を策定した。

##### 施工管理に係る点検方法

以下の①を満たす業種区分又は②③を両方一定程度満たす業種区分・工事内容について対象とする。

- ① 建築物全体（機能も含む）を施工する工事
- ② 専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
- ③ 建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体（又は多くの機能（構造、設備、計画など））との関係が密接な工事

## 点検結果

| 業種区分                   | 建築士が<br>監理技術<br>者となれ<br>る業種 | 対象実務（施工管理）の考え方との関係     |  |  | 見直し方針                      |
|------------------------|-----------------------------|------------------------|--|--|----------------------------|
|                        |                             | ① 建築物全<br>体を施工する<br>工事 | ②独自の施工図<br>が必要となる工<br>事                  | ③建築物全体と<br>の関係が密接な<br>工事                             |                            |
| 建築一式工<br>事             | ○                           | ○<br>(現在対象)            |  |  |                            |
| 大工工事                   | ○                           | ○<br>(現在対象)            |  |  |                            |
| 左官工事                   | ×                           | ×<br>部分に係る工<br>事である    | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要          | ×<br>建築物を構成す<br>る機能等との関<br>係は希薄                      | 業種区分とし<br>ては対象外            |
| とび・土<br>工・コンク<br>リート工事 |                             |                        |  |  |                            |
| 鉄骨組立<br>て工事            | ×                           | ×<br>構造部分にか<br>かる工事    | △<br>施工図の作成は<br>ないが専門的な<br>施工図を基に施<br>工  | ○<br>構造部分に係る<br>工事は、設備等<br>建築物を構成す<br>る機能と密接な<br>関係。 | 対象に追加                      |
| PCの梁・<br>柱等の設<br>置     | ×                           | ×<br>構造部分にか<br>かる工事    | △<br>専門性の高い施<br>工図が必要とな<br>る場合もある。       |  | 対象に追加                      |
| 上記以外                   | ×                           | ×<br>部分に係る工<br>事       | △<br>くい工事などに<br>おいては専門性<br>の高い施工図が<br>必要 | △<br>構造部分にかか<br>る工事は建築物<br>を構成する機能<br>と密接な関係         | ②③を両方満<br>たす工事はな<br>いため対象外 |
| 石工事                    | ×                           | ×<br>建築物の内外<br>装に係る工事  | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要          | ×<br>建築物を構成す<br>る機能等との関<br>係は希薄                      | 業種区分とし<br>ては対象外            |
| 屋根工事                   | ○                           | ×<br>屋根に係る工<br>事       | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要          | △<br>一定に建築物の<br>機能と関係                                | 業種区分とし<br>ては対象外            |
| タイル・れ<br>んが・ブロ<br>ック工事 | ○                           | ×<br>構造・外壁に<br>係る工事    | △<br>専門性の高い施<br>工図が必要とな<br>る場合もある。       | ○<br>構造部分又は外<br>壁全体に係るも<br>のであり、建築<br>物の機能と密接<br>な関係 | 対象に追加                      |
| 鋼構造物工<br>事             |                             |                        |  |  |                            |

|            |   |                                |                                 |  |       |
|------------|---|--------------------------------|---------------------------------|--|-------|
| 鉄骨工事       | ○ | ×<br>構造に係る工<br>事               | ○<br>専門性の高い施<br>工図を作成           | ○<br>構造部分に係る<br>工事は、設備等<br>建築物を構成す<br>る機能と密接な<br>関係。 | 対象に追加 |
|            | ○ | ×<br>建築物を対象<br>としていない          | ○<br>専門性の高い施<br>工図を作成           | ×<br>建築物を対象と<br>していない                                | 対象外   |
| 鉄筋工事       | × | ×<br>構造に係る工<br>事               | ○<br>専門性の高い施<br>工図を作成           | ○<br>構造部分に係る<br>工事は、設備等<br>建築物を構成す<br>る機能と密接な<br>関係。 | 対象に追加 |
| 板金工事       | × | ×<br>外壁に係る工<br>事               | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要 | △<br>外壁全体にわた<br>る場合は建築物<br>の機能と関連                    | 対象外   |
| ガラス工事      | × | ×<br>窓等に係る工<br>事               | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要 | ×<br>建築物を構成す<br>る機能等との関<br>係は希薄                      | 対象外   |
| 塗装工事       | × | ×<br>主に外壁に係<br>る工事             | ×<br>専門性の高い施<br>工図は不要           | ×<br>建築物を構成す<br>る機能等との関<br>係は希薄                      | 対象外   |
| 防水工事       | × | ×<br>雨水の浸入を<br>防止する部分<br>に係る工事 | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要 | △<br>一定に建築物を<br>構成する機能等<br>と関係                       | 対象外   |
| 内装仕上工<br>事 |   |                                |                                 |  |       |
| 建設         | × | ×<br>内装に係る工<br>事               | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要 | ×<br>建築物を構成す<br>る機能等との関<br>係は希薄                      | 対象外   |
| 改修         |   | ×<br>部分の改修                     | △<br>一定に専門性の<br>高い施工図が必<br>要    | △<br>一定に建築物を<br>構成する機能等<br>と関係                       | 対象に追加 |
| 熱絶縁工事      | × | ×<br>建築設備に係<br>る工事             | ×<br>多くの場合、専<br>門性の高い施工<br>図は不要 | ×<br>設備以外の建築<br>物を構成する機<br>能との関係は希<br>薄              | 対象外   |
| 建具工事       | × |                                |                                 |  |       |

|              |   |              |                         |                                    |       |
|--------------|---|--------------|-------------------------|------------------------------------|-------|
| カーテンウォール取付工事 | × | ×<br>外壁に係る工事 | ○<br>専門性の高い施工図が必要       | △<br>外壁全体にわたる工事であり一定の建築物を構成する機能と関係 | 対象に追加 |
| その他          |   | ×<br>建具に係る工事 | ×<br>多くの場合、専門性の高い施工図は不要 | ×<br>建築物を構成する機能等との関係は希薄            | 対象外   |

## 解体工事の施工管理

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 業務内容・概要      | 解体工事 |   |
| 近年の変化        | ○    | 平成 28 年に建設業法が改正され業種区分として追加  |
| 建築士の関与実態     | △    | <ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物など高度な施工管理が必要となるものについて、解体設計を行う場合は実質的に建築士が関与。</li> <li>それ以外についても建築士が関与する場合もある。</li> </ul>               |
| 対象実務の考え方との関係 |      |   |
| 図書との関係       | △    | <ul style="list-style-type: none"> <li>高度な施工管理が必要な場合や部分解体をする場合は、設計図書等に従って解体工事を施工（解体設計自体は設計業務として現在でも対象）。</li> <li>上記以外は必ずしも設計図書等との関連なし。</li> </ul> |
| 業務内容         | △    | <ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事は、建築物全体を取りまとめつつ行うことが必要。</li> <li>解体工事は、建築物を調査・評価した上で行われるもの。</li> </ul>                                 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 見直し方針<br>(解体工事) | <p>高度な施工管理が必要となる解体工事について対象に追加する。</p> <p>[留意点]<br/>高度な施工管理が必要となるものの基準は「4号建築物でないもの」とする。</p> |
|-----------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 見直し方針<br>(施工管理関係全体) | <p>以下の工事に係る施工管理について、対象に追加する。</p> <p>建築工事一式、大工工事、とび・土工・コンクリート工事（鉄骨組立て工事・プレキャストコンクリートの柱・梁設置工事に限る）、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、内装仕上工事（改修に係るものに限る）、建具工事（カーテンウォール工事に限る）、解体工事（4号建築物以外のものに限る）</p> <p>[留意点]<br/>その他の工事に係る施工管理については個別判断とする。</p> |
|---------------------|---|

⑤ 建築士法第 21 条に規定する業務（建築士事務所の行う業務）に係る実務

[現在対象となっている実務]

- ・耐震診断

[点検を行った実務]

建築士法第 21 条に規定する建築士事務所が行う事ができる以下の業務

- ( i ) 建築工事契約に関する事務
- ( ii ) 建築物に関する調査又は鑑定
- ( iii ) 建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理の業務

( i ) 建築工事契約に関する事務

|              |   |
|--------------|---|
| 業務内容・概要      | ・ 建築工事契約に関する事務<br>・ 発注支援業務  |
| 近年の変化        | △<br>・ 発注支援業務の重要性は増大。<br>・ 建築工事契約に関する事務に変化はない。                                |
| 建築士の関与実態     | △ 発注支援業務として関与する場合もある。   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |
| 図書との関係       | △ 設計図書等は契約書類に含まれる。  |
| 業務内容         | △<br>・ 技術的な内容が乏しく、いずれにも相当しない。<br>・ ただし、発注支援業務として積算業務等を行う場合は、全体を取りまとめる業務に一部該当。 |

|       |   |
|-------|---|
| 見直し方針 | 引き続き対象外とする。<br>発注支援業務については個別の業務内容が対象実務に該当するかどうかで判断する。 |
|-------|---|

( ii ) 建築物に関する調査又は鑑定

|              |  |
|--------------|--|
| 業務内容・概要      | ・ 既存建築物の調査・検査<br>・ 調査結果を踏まえた劣化状況等の評価<br>・ 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期調査・報告など |
| 近年の変化        | ○ 既存ストックの有効利用が進展。併せて既存建築物の調査の必要性が浸透。                                     |
| 建築士の関与実態     | ○ 実質的に建築士のみが実施。  |
| 対象実務の考え方との関係 |  |
| 図書との関係       | ○ 設計図書等が残っている場合は設計図書等に基づき調査等を実施。設計図書等がない場合は再作成することが多い。                   |
| 業務内容         | ○ 建築物に係る調査・評価の業務に該当。   |

|       |   |
|-------|---|
| 見直し方針 | 「建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は鑑定に係る業務※」を対象に追加する。<br>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。 |
|-------|---|

(iii) 建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理の業務

|              |                               |                       |
|--------------|-------------------------------|-----------------------|
| 業務内容・概要      | ・建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理の業務 |                       |
| 近年の変化        | ○                             | 法令等に基づく手続きは増加         |
| 建築士の関与実態     | △                             | 建築士が施主の代理として行う場合もある   |
| 対象実務の考え方との関係 |                               |                       |
| 図書との関係       | △                             | 手続き関係書類には図書も含まれる。     |
| 業務内容         | ×                             | 技術的な内容が乏しく、何れにも該当しない。 |

|       |             |
|-------|-------------|
| 見直し方針 | 引き続き対象外とする。 |
|-------|-------------|

⑥ 建築・住宅・都市計画行政に係る実務

[現在対象となっている実務]

- ・建築確認の実務
- ・消防長及び消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務

[点検を行った実務]

(i) 建築行政

- ア) 建築基準法等に係る個々の建築物の審査/検査/指導/解釈/運用等に係る業務
- イ) 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務
- ウ) 建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的  
主体策定するものに限る。）

(ii) 住宅行政

(iii) 都市計画行政

(i) 建築行政

ア) 建築基準法等に係る個々の建築物の審査/検査/指導/解釈/運用等に係る業務

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 業務内容・概要      | ・建築関係規定に係る運用・解釈に係る相談及び指導<br>・違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務<br>・仮使用認定、仮設建築物の審査業務など |   |
| 近年の変化        | ○   | 建築基準関係規定の複雑化・コンプライアンス意識の拡大により相談・違反指導等が増加。 |
| 建築士の関与実態     | ○   | 建築士である建築主事の下で建築職職員が実施。                    |
| 対象実務の考え方との関係 |   |   |
| 図書との関係       | ○   | 建築確認図書などの設計図書を用いて事実確認、調査、判断等を実施。          |
| 業務内容         | ○   | 建築関係規定の整合を確認する業務又は建築物の調査・評価等の業務に該当。       |

|       |          |
|-------|----------|
| 見直し方針 | 対象に追加する。 |
|-------|----------|



※ 国の職員が行う業務については、特定の建築物に係る業務は想定されないため対象外とする。

#### イ) 法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務

|              |   |
|--------------|---|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅の認定</li> <li>・耐震改修促進計画の認定</li> <li>・バリアフリー基準適合</li> <li>・省エネルギー措置の届出審査</li> <li>・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</li> </ul> |
| 近年の変化        | ○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の質に着目した制度が創設</li> <li>・各基準についても定期的に見直し</li> </ul>  |
| 建築士の関与実態     | ○ 建築士である建築主事の下で建築職職員が実施   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |
| 図書との関係       | ○ いずれの認定・審査等においても、設計図書等を用いて行う<br>(民間の評価期間による評価を基として認定する場合でも、当該評価結果を行政において確認。)   |
| 業務内容         | ○ 建築関係規定の整合を確認する及び建築物を調査・評価する業務に該当。   |

|       |          |
|-------|----------|
| 見直し方針 | 対象に追加する。 |
|-------|----------|

※ 国の職員が行う業務については、個別特定の建築物に係る業務は想定されないため対象外とする。

#### ウ) 建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体策定するものに限る。）

|              |   |
|--------------|---|
| 業務内容・概要      | 以下の建築物に係る基準の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築関係法令に基づく基準</li> <li>・ J H F の技術的基準</li> <li>・ 条例による追加的な技術的基準（バリアフリーなど）</li> <li>・ 地区計画（建築物の形態を規制するもの） など</li> </ul> |
| 近年の変化        | △ 建築物の質の向上を図る施策の充実。   |
| 建築士の関与実態     | △ 公的主体における建築職職員が実施。   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |
| 図書との関係       | ○ 基準を策定するに当たっては設計図書等を用いて検討することが必要。  |
| 業務内容         | ○ 基準を策定するためには、建築関係法規との整合を確認するだけでなく、当該基準から構成される建築物の全体の整合性を確認しつつ行うことが必要であり、建築関係法規等との整合確認や全体を取りまとめる業務に該当。  |

|       |          |
|-------|----------|
| 見直し方針 | 対象に追加する。 |
|-------|----------|

※ 国の職員が行う業務については、個別具体的な建築物に係る業務は想定されないため対象外とする。

(ii) 住宅行政

|              |  |
|--------------|--|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務</li> <li>・ 公営住宅の供給戸数等に係る方針・計画の策定等の業務</li> <li>・ 住宅確保用配慮者の居住の安定確保に係る施策の立案等の業務</li> <li>・ 空き家対策に係る施策の立案・関係補助金の審査等の業務</li> <li>・ リフォーム推進施策の立案 など</li> </ul> |
| 近年の変化        | ○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の質の向上を図ることは重要な政策課題。</li> <li>・ 既存ストックの有効利用の進展、住宅 SN 法や空き家対策特措法などにより新たな政策が展開。</li> </ul>   |
| 建築士の関与実態     | △ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の質の向上や特定空家等の調査など建築物に直接関係する業務については地方公共団体の建築職職員が関与。</li> <li>・ それ以外は必ずしも建築職職員の関与が必要ではない。</li> </ul>   |
| 対象実務の考え方との関係 |  |
| 図書との関係       | 一部○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の質の向上や特定空家等の調査等建築物に直接関係する業務については、設計図書等を用いた審査・調査等を実施</li> <li>・ それ以外は設計図書等との関連は希薄</li> </ul>   |
| 業務内容         | 一部○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物に直接関係する業務においては、技術的基準との整合確認や建築物の調査・評価を行う業務に該当</li> <li>・ それ以外は技術的内容が乏しくいずれにも該当しない</li> </ul>  |

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 見直し方針 | 「住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る）」を対象に追加する。 |
|-------|----------------------------------|

※ 国の職員が行う業務については、個別具体的な建築物に係る業務は想定されないため対象外とする。

(iii) 都市計画行政（都市計画コンサルタントが行う業務についても同様に扱う）

|              |   |
|--------------|---|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・公園等の整備</li> <li>・ 都市計画マスタープラン、都市計画区域・地域地区、特別街区、高度利用計画などの検討・決定</li> <li>・ 立地適正化計画等都市レベルの計画策定</li> <li>・ まちづくり</li> <li>・ 市街地再開発事業、土地区画整理事業等の施行 など</li> </ul> |
| 近年の変化        | <p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途等が複雑な構成となる市街地再開発事業等が増加</li> <li>・ 都市計画行政自体は大きく変化しているが、建築物に係る内容に変化はみられない</li> </ul>  |
| 建築士の関与実態     | <p>△</p> <p>具体的な建築物の整備に係る業務をはじめとして、多くの建築職が関与</p>  |
| 対象実務の考え方との関係 |   |
| 図書との関係       | <p>一部</p> <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定街区、高度利用地区など、市街地再開発事業など具体的な建築物の整備に係る業務においては設計図書等を用いて実施</li> <li>・ それ以外の業務においては、個別の建築物の設計図書との関連は希薄</li> </ul>                               |
| 業務内容         | <p>一部</p> <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な建築物の整備に係る業務においては、当該建築物全体の状況を把握しつつ、法令への整合を確認することが必要</li> <li>・ それ以外の業務においては、いずれにも該当しない</li> </ul>  |

|       |   |
|-------|---|
| 見直し方針 | <p>「都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務）」を対象に追加する。</p> <p>※都市計画コンサルタントが行う業務についても対象に追加</p> |
|-------|---|

※ 国の職員が行う業務については、具体の建築物の整備に係る業務は想定されないため対象外とする。

⑦ 建築に係る教育・研究に関する業務

[現在対象となっている実務]

なし

[点検を行った実務]

- (i) 建築教育
- (ii) 研究・開発

(i) 建築教育

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・高等専門学校等で講義を行う教授等</li> <li>・ 工業高校等で授業を行う教諭</li> </ul> |   |
| 近年の変化        | △  | 従来よりも実践的な教育が求められている   |
| 建築士の関与実態     | △  | 建築士である教員も一定数存在  |
| 対象実務の考え方との関係 |  |   |
| 図書との関係       | 一部<br>○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計製図や実習等の授業においては図書を用いて指導</li> <li>・ それ以外の業務においては、個別の建築物の設計図書との関連は希薄</li> </ul> |
| 業務内容         | 一部<br>○  | 工業高校の教員など、建築士試験に係る全科目を担当可能であり、これらの授業の内容を全て反映する設計製図課題の指導を行っている実態は、建築物全体をとりまとめる業務と同等と考えられる                                |

|       |  |
|-------|--|
| 見直し方針 | 「建築士試験に係る全科目を担当可能でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務」を対象に追加 |
|-------|--|

(ii) 研究・開発

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学や企業等における研究・開発</li> </ul> |   |
| 近年の変化        | △   | 産学官連携が進んだ結果、実際の建築物に適用することを前提としたより実践的な研究が必要となっている          |
| 建築士の関与実態     | △   | 大学等の建築学科での研究者は建築学科出身者がほとんど                                |
| 対象実務の考え方との関係 |   |   |
| 図書との関係       | △   | 建築物の部分・機能等に係る研究においては設計図書への反映することが前提                       |
| 業務内容         | △   | 建築物に係る研究においては、建築物全体を見据えつつ、建築関連法規との整合を確認や建築物の調査・評価を行うことが必要 |

|       |  |
|-------|--|
| 見直し方針 | 「建築物にかかる研究（ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表されるもの等に限る。）」を対象に追加する。<br>[留意点] |
|-------|--|

実務経験として認める期間は、当該研究を行った期間とする。

(補足) 一概に研究・開発といっても、その精度や信頼性にはバラツキがあり、一定の精度を確保する観点から、修士論文、博士論文など学位の種別ではなく、内容として高度な建築物にかかる研究又は実践的な研究であることを求める趣旨で、第三者による審査の要件を設定。

## ⑧ その他の業務

### [現在対象となっている実務]

大学院におけるインターンシップ

### [点検を行った実務]

- (i) 既存建築物の利活用検討・維持保全計画等策定の業務
- (ii) 企業・団体による研修

### (i) 既存建築物の利活用検討・維持保全計画等策定の業務

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 業務内容・概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の利活用検討</li> <li>・維持保全計画等策定の業務</li> </ul> |  |
| 近年の変化        | ○   | 既存ストックの有効利用が進展。既存建築物の調査・評価結果を基とした利活用等の検討の重要性が増大  |
| 建築士の関与実態     | △   | 技術的な評価を伴う業務については建築士が関与<br>(修繕積立金の検討など建築物に直接関係しない維持保全計画策定等の業務は建築士以外の者が関与)   |
| 対象実務の考え方との関係 |   |  |
| 図書との関係       | 一<br>○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用計画等の検討を行うためには、図面を用いて改修可能性や維持保全方法について検討することが必要</li> <li>・建築物に直接関係しない業務は図面との関係は希薄</li> </ul>                      |
| 業務内容         | 一<br>○  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の劣化状況や法令等への適合状況を踏まえて、当該建築物の全体の将来可能性を検討する業務であり、建築物全体を取りまとめる業務に該当</li> <li>・建築に直接関係しない業務については何れにも該当しない</li> </ul> |

|       |  |
|-------|--|
| 見直し方針 | <p>「建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務※（ただし、建築物に直接関係する業務に限る）」を対象に追加する。</p> <p>※ 地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。</p> |
|-------|--|

(補足) 建築物に直接関係する業務であることの外形的な判断基準として建築士事務所で行われる業務との要件を設定。

(ii) 企業・団体による研修

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 業務内容・概要      | ・企業内研修<br>・大学院生を対象としたインターンシップ |
| 近年の変化        | △ 即戦力を求める観点から実践的な研修が行われている。   |
| 建築士の関与実態     | 企業や研修プログラムにより異なり判断不能          |
| 対象実務の考え方との関係 |                               |
| 図書との関係       | 企業や研修プログラムにより異なり判断不能          |
| 業務内容         | 企業や研修プログラムにより異なり判断不能          |

|       |  |
|-------|--|
| 見直し方針 | 「対象実務の考え方、対象業務を勘案して指定登録機関の定める基準を満たす研修」を対象に追加する方向で国及び指定登録機関において今後調整を行う。 |
|-------|--|

(補足) 研修・インターンシップについては、個別性が高く統合的な基準の策定は不可能であると判断し、個別判断をすることとしたもの。